東庁

局

各 各 セ 合 民 局 等

徳島県教育委員会事務局

徳島県人事委員会事務局

徳 徳島県労働委員会事務局 島県監査事務 局

徳島県収用委員会事務局

徳 島 警察

県議会事

徳島県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年十二月十九日

徳島県知事 飯

徳島県事務決裁規程の一部を改正する訓令

徳島県事務決裁規程(昭和四十二年徳島県訓令第百六十号)の一部を次のように改正す

業調整委員会又は内水面漁場管理委員会」を削り、 次に掲げるものを除く。 あつては、 に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。 に改め、 農林水産部」及び「(以下「特定事案」という。 第三条第二項中「全て副知事」を「全て当該事案を担任する副知事(次に掲げる事案に 同号を同項第四号とし、 全ての副知事))に該当する場合」を削り、 」に改め、「又は当該事案が次項第一号に規定する特定事案(同項第二号中「特定事案」を「前二号に掲げる事案」)」を削り、同項第三号中「、 「特定事案」を「前三号に掲げる事案 同条第三項第一号中「、 県民環境部 海区漁

総合県民局の所掌に属する事案(前号に掲げる事案に該当するものを除く。

」を「教育委員会との連絡調整を担任する副知事」に改め、 号に掲げる事案(同条第二項各号」に改め、 げる事案にあつては、副知事とし、 副知事」を「公安委員会との連絡調整を担任する副知事」 担任する副知事、第三条第三項各号に掲げる事案にあつては政策監(同条第二項各号に掲 のを除く。 」に、「会計管理者(特定事案(第三条第二項各号」を「会計管理者(第三条第三項各 第十九条の表知事の事務部局の知事の項中「(特定事案(第三条第二項各号に掲げるも)にあつては、政策監」を「が担任する事務に係る事案にあつては当該事務を 知事の職務を代理する順序により代決するものとする 同表教育委員会事務局の知事の項中「 に改める。 同表警察本部の知事の項中「 副知事

の訓令は、 令和元年十二月十九日から施行する。